

平成26年12月定例会

総務委員会説明資料
(その3)

経営戦略部
監察局
出納局

目 次

I 提出案件

1 その他の議案等 1

(1) 条例案 1

I 提出案件

1 その他の議案等

(1) 条例案

① 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

国家公務員の給与改定が行われたことに鑑み、本県の一般職の職員の給与について、人事委員会勧告に基づき改定を行う必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 職員の給与に関する条例の一部改正

a 給料表の改定

- (a) 全ての給料表について、若年層に重点を置きながら、広い範囲の号俸において給料月額を引き上げることとする。
- (b) 医療職給料表(一)以外の給料表について、若年層に配慮しながら、広い範囲の号俸において給料月額を引き下げることとする。

b 諸手当の改定

- (a) 初任給調整手当について、医療職給料表(一)の適用を受ける医師及び歯科医師に対する支給月額の限度額を41万2千200円に引き上げることとする。
- (b) 通勤手当について、特別急行列車等を利用する職員の1か月の通勤に要する特別料金等の額の2分の1に相当する額の限度額を月額3万4千円に引き上げることとする。

- (c) 勤勉手当について、再任用職員以外の職員に対する12月期の支給割合を100分の82.5（特定幹部職員にあっては、100分の102.5）に、再任用職員に対する12月期の支給割合を100分の37.5（特定幹部職員にあっては、100分の47.5）に引き上げることとする。
 - (d) 勤勉手当について、再任用職員以外の職員に対する6月期の支給割合を100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）に、再任用職員に対する6月期の支給割合を100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）に引き上げることとし、再任用職員以外の職員に対する12月期の支給割合を100分の75（特定幹部職員にあっては、100分の95）に、再任用職員に対する12月期の支給割合を100分の35（特定幹部職員にあっては、100分の45）に引き下げることとする。
 - (e) 地域手当について、人事委員会規則で定める地域に在勤する職員に対する支給割合の上限を100分の20に引き上げるとともに、医療職給料表（一）の適用を受ける職員に対する原則的な支給割合を100分の16に引き上げることとする。
 - (f) 単身赴任手当について、基礎額を月額3万円に、職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離の区分に応じて支給する加算額の限度額を月額7万円に引き上げるとともに、新たに再任用職員にも支給することとする。
 - (g) 管理職員特別勤務手当について、管理職手当の支給を受ける職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間に勤務した場合においても、その勤務1回につき、6千円を超えない範囲内において人事委員会が任命権者と協議して人事委員会規則で定める額を支給することとする。
- (イ) 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正
平成18年4月1日実施の給料の切替えに伴う経過措置について、所要の改正を行うこととする。
- (ウ) 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正
- a 給料表の改定
 - (a) 全ての給料表について、全ての号俸において給料月額を引き上げることとする。

(b) 全ての給料表について、全ての号俸において給料月額を引き下げることとする。

b 期末手当の改定

(a) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げることとする。

(b) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の155に引き上げることとし、12月期の支給割合を100分の155に引き下げることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行する。ただし、イの(ア)のaの(b)及びbの(d)から(g)まで、イの(イ)、イの(ウ)のaの(b)及びbの(b)並びにウの(ウ)の一部については、平成27年4月1日から施行する。

(イ) イの(ア)のaの(a)並びにbの(a)及び(b)並びにイの(ウ)のaの(a)については平成26年4月1日から、イの(ア)のbの(c)及びイの(ウ)のbの(a)については同年12月1日から適用する。

(ウ) その他この条例の施行に関し必要な経過措置等を定めることとする。

② 知事等の給与に関する条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

特別職の国家公務員の期末手当が改定されたことに鑑み、知事等の期末手当についても同様の改定を行うとともに、本県の財政の健全化について自ら取り組みため、平成27年4月から平成28年3月までの間の知事等の給料月額を減額する必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 期末手当について、12月期の支給割合を100分の170に引き上げることとする。

(イ) 期末手当について、6月期の支給割合を100分の147.5に引き上げることとし、12月期の支給割合を100分の

162. 5に引き下げることとする。

(ウ) 給料月額について、平成27年4月から平成28年3月までの間、知事にあつては100分の25を、副知事にあつては100分の10を、常勤の監査委員にあつては100分の5を、企業局長にあつては100分の5を減じた額とすることとする。

ウ 施行期日等

(ア) この条例は、公布の日から施行する。ただし、イの(イ)及び(ウ)については、平成27年4月1日から施行する。

(イ) イの(ア)については、平成26年12月1日から適用する。

③ 技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例 (人事課)

ア 改正の理由

職員の給与に関する条例等の一部が改正され、再任用職員に単身赴任手当が支給されることに鑑み、所要の改正を行う必要がある。

イ 改正の概要

再任用職員に単身赴任手当を支給することとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

④ 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例 (職員厚生課)

ア 改正の理由

国家公務員退職手当法の一部が改正され、退職手当の調整額が改定されたこと等に鑑み、本県の退職手当制度においても同様の措置を講ずる必要がある。

イ 改正の概要

(ア) 退職手当の調整額 (以下「調整額」という。) について、第一号区分から第七号区分までの調整月額を引き上げることとする。

(イ) 第七号区分について、勤続期間が24年以下の退職者に対しても調整額を支給することとする。

ウ 施行期日

この条例は、平成27年4月1日から施行する。